

平成23年5月14日

第1次提言に向けた意見

福島県知事 佐藤雄平

福島県は、大きな爪痕を残した地震・津波に加え、原発事故によって甚大な被害が発生し、多数の住民が県内外に避難せざるを得ない厳しい状況下に置かれている。

復興に向けては、早急に道路・海岸・港湾・漁港・鉄道等の産業や生活を支えるインフラを復旧させるなど、地震・津波被害への対策を進める必要がある。

その上で、若い人たちが将来に希望を持てるような地域経済の振興と雇用の確保、福島県の豊かな県土や自然環境を利用した新エネルギー産業の振興、福島県の宝とも言うべき温かい県民性や地域に根ざした伝統など文化・コミュニティの継承の観点から、将来を見据えた地域づくりを進め、未来を担う子どもたちを始め、住民全員の一日も早いふるさとへの帰還を実現し、これまでも増して明るく元気な福島県を構築していきたいと考えている。

以上を踏まえ、第1次提言に向けて下記の意見を提出する。

記

1 原子力災害を踏まえた特別法の制定

福島県においては、地震・津波に加え、国策として推進されてきた原子力発電所の事故により、甚大な被害が発生している。

原発事故の影響は国際的な注目を集め、事故の収束と被災地域の復興には我が国の威信がかかっているとんでもない過言ではない。

このため、国が次の内容の特別法を早急に制定することが必要である。

(1) 損害賠償

現行法の枠組みにとらわれることなく、国が全責任を持って、仮払い等による被災者の速やかな救済、十分な賠償等を行うこと。

(2) 地域再生

福島県は、地域の再生を図る上で極めて困難な条件下に置かれるため、長期的視点から、国が責任を持って当県の再生に取り組むこと。

2 道州制への懸念

被災者は、生まれ育った自分のふるさとに一日も早く帰りたいと望んでいる。現在も全国に避難している3万5千人を超える県民は、一日も早く「福島」に帰りたいと望んでいる。こうした被災者の願いを実現するため、それぞれの地域の実情に合わせた復興に取り組んでいるさなかに、道州制を視野に復興を進めるといった意見には賛同できない。

なお、道州制に関しては、道州内の新たな一極集中、住民自治の確保の難しさ、さらには地域の多様性・アイデンティティ喪失などの懸念があるため、かねてから慎重な対応が必要であると主張してきたところである。

3 原子力災害に特化した協議の場の設置

原子力災害は、被害状況や復興の手法が地震・津波災害とは大きく異なること、被害の殆どが福島県内で発生していること、さらに、その影響が広範かつ長期に及ぶものと懸念されていることを踏まえ、復興構想会議における議論とは別に、原子力災害に絞った協議の場を設置することが必要である。